

指定管理者候補者の選定結果について[浜名港プレジャーボート係留施設]

静岡県交通基盤部港湾企画課

1 指定管理者候補者の選定

静岡県（以下「県」という。）では、放置艇対策の一環として、平成4年から平成24年にかけて浜名港プレジャーボート係留施設（通称：舞阪プレジャーボートスポット。以下「舞阪P B S」という。）を整備した。その結果、平成24年度末には、浜名湖内の全ての放置艇が公共・民間の係留施設に収容され、放置艇対策の一つの区切りとなった。

今後の舞阪P B Sの管理運営方法を検討した結果、利用者サービスの向上などの観点から指定管理者制度を導入することが有効との結論に至り、平成27年度から指定管理者制度を導入、第2期の指定管理期間の5年が終了するため、今回第3期の指定管理者に向けて公募を実施し、選定審査会において審査した上で、公益財団法人浜名湖総合環境財団を指定管理者候補者として選定した。

2 施設の概要

(1) 施設

港湾名	浜名港
施設の種類	係留施設のうち、プレジャーボート係留施設
名称	蓬莱園物揚場 乙女園物揚場 千鳥園南物揚場 観月園物揚場 千鳥園物揚場 通称：舞阪P B S
係留能力	624隻
係留方法	係留環、係留杭による護岸係留
所在地	浜松市中央区舞阪町弁天島地先

(2) 設置目的

海洋性レクリエーションの高まりによりプレジャーボートが普及したが、平成8年の第1回調査によれば浜名湖内に9,688隻のプレジャーボートが認められ、そのうち6,531隻は不法係留船であった。これらの不法係留船は、沈没船の発生、漁船とのトラブル、ゴミの放置等の問題を生じさせたため、平成10年の静岡県プレジャーボート対策検討委員会の提言に基づき、県、関係市町及び浜名湖総合環境財団、民間事業者等が協力し、水域の適正利用と係留保管施設の整備等により不法係留・放置艇対策を推進してきた。

浜名湖の舞阪、弁天島周辺では放置艇の数が多く、民間マリーナに全て収容することができないことから、県が放置艇対策の一環として舞阪P B Sを整備した。

(3) 利用状況

年度	R 3	R 4	R 5
実隻数	309 隻	305 隻	289 隻
受入定隻数	624 隻	624 隻	624 隻
利用率	49.5%	48.9%	46.3%
使用料収入	21,860 千円	20,977 千円	20,615 千円

(4) 管理運営状況

平成 27 年度より、指定管理者制度を導入して管理している。

現在第 2 期

3 指定管理者の募集

募集方法	公募	
募集期間	(募集要項配布) 令和 6 年 10 月 8 日～10 月 17 日 (申請受付) 令和 6 年 10 月 17 日～10 月 28 日	
募集内容	事業計画書の提出	「浜名湖プレジャーボート係留施設指定管理者募集要項」に基づき、事業計画書を提出する。
	管理方針	不法係留・放置艇対策という設置目的を達成できるよう業務を行う。
	指定基準	知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に舞阪 P B S の管理を行うことができると認められる者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 事業計画の内容が、舞阪 P B S の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
	業務内容	(1) 使用許可及び取消しに関する業務 (2) 料金の徴収に関する業務 (3) 維持管理に関する業務 (4) 上記に掲げるもののほか、施設の管理に関して知事が必要と認める業務

	指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
	県が支払う委託料	なし（全額利用料金収入により管理運営を行う。）
	利用料金制度	舞阪P B Sの利用料金は「静岡県港湾管理条例」に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとし、利用料金は、指定管理者が直接自己の収入として収受するものとする。
	県への納付金	申請者による提案。 R7 5,500千円 R8 4,500千円 R9 4,000千円 R10 3,000千円 R11 3,000千円

4 指定管理者選定審査会

審査方法	<p>(1) 学識経験者、専門家、静岡県職員などの委員で構成する「浜名港プレジャーボート係留施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）」を設置する。</p> <p>(2) 審査会において、書類審査及びヒアリングにより総合的に審査し、優先交渉権者を選定する。</p>																															
指定管理者選定審査会委員	<p>小林 宏行（海事代理士小林事務所海事代理士） 恒友 仁（一般財団法人静岡経済研究所専務理事） 和泉 清明（いずみ公認会計士事務所公認会計士） 門 春彦（一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会救助事業部長） 高瀬 進（静岡県漁業協同組合連合会常任理事） 飯塚 隆（静岡県中小企業団体中央会西部事務所長） 北川 裕人（静岡県交通基盤部参事（交流・通商担当）</p>																															
審査項目及び配点	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">審査項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">管理・運営</td> <td>管理運営にあたっての基本方針</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>職員の配置計画</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>地元（自治会、漁協）との調整・連携</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>水域関係者（市・民間マリナー等）との調整・連携</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>施設の保守・点検、清掃及び修繕等</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>経費削減の方策</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管理ク</td> <td>非常・緊急時等の危機管理体制</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>安全対策、事故発生時の対応</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護対策</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">利用者</td> <td>利用者サービスの向上、利用促進等</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>苦情処理の体制</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>提案自主事業</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目		配点	管理・運営	管理運営にあたっての基本方針	15	職員の配置計画	15	地元（自治会、漁協）との調整・連携	15	水域関係者（市・民間マリナー等）との調整・連携	15	施設の保守・点検、清掃及び修繕等	15	経費削減の方策	10	管理ク	非常・緊急時等の危機管理体制	15	安全対策、事故発生時の対応	15	個人情報保護対策	10	利用者	利用者サービスの向上、利用促進等	10	苦情処理の体制	10	提案自主事業	10	
審査項目		配点																														
管理・運営	管理運営にあたっての基本方針	15																														
	職員の配置計画	15																														
	地元（自治会、漁協）との調整・連携	15																														
	水域関係者（市・民間マリナー等）との調整・連携	15																														
	施設の保守・点検、清掃及び修繕等	15																														
	経費削減の方策	10																														
管理ク	非常・緊急時等の危機管理体制	15																														
	安全対策、事故発生時の対応	15																														
	個人情報保護対策	10																														
利用者	利用者サービスの向上、利用促進等	10																														
	苦情処理の体制	10																														
	提案自主事業	10																														

	経営	団体の経営状況	15
		収支計画等及び県への納付額の提案	15
		事業実績及び類似施設の運営実績等	15
	配点計		200

5 指定管理者の選定

(1) 指定管理者候補者

団体の名称	公益財団法人浜名湖総合環境財団
団体の概要	<p>2級河川都田川及び同水域の河川（以下「浜名湖」という。）における船舶等の航行安全の確保、公共係留施設の管理運営等を行い、湖面の総合的な適正利用を促進するとともに、良好な環境づくりを推進し、もって、浜名湖の美しさを高めることに寄与することを目的とし、この目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶等の航行安全に関する事業 ・ 公共係留施設の管理運営に関する事業 ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
事業計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、地域社会と一体となり全国に先駆けて推進し、解決に繋がった不法係留船・放置艇対策で培ったノウハウ、資源を最大限に活用し、舞阪P B Sを運営管理する。 ・ 既に実施している船舶等の航行安全事業と公共係留施設の管理運営事業とのバランスを考慮しつつ、主担当の下に副担当を配置して業務の執行に万全の体制を期すとともに効率的な業務の推進と人材育成に努める。 ・ 当団体の評議員、理事会等は地元漁協、市、民間マリーナ等の代表者等で構成されており、団体設立当初から築いてきた信頼関係から、関係者との連携や調整を円滑に行うことができる。 ・ 当団体が管理している他の公共係留施設との一体管理による業務の効率化等のスケールメリット。 ・ 施設内の防犯、事故予防に努め、異常を発見した場合は被害が最小限となるよう迅速かつ適切な対応をとり、緊急時の連絡体制を整備し、県に報告する。 ・ 資料配布やポスター掲示等により利用者安全啓発、パトロールにより防犯や事故の未然防止に努め、利用契約者にプレジャーボート損害保険に加入するよう指導する。 ・ 利用者等の個人情報の取扱いについて、適切な管理に努めるとともに「財団情報公開要綱」を遵守し、静岡県個人情報保護条

	<p>例等を準用して対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パトロールの充実、利用料金の口座引落等により利用者サービスの向上を図り、年1回程度新規艇募集を行い、新規利用者の開拓を行う。 ・ 利用者及び地元住民からのクレームに対し、これまでの経験と信頼関係から誠意を持って対応するとともに、不法行為等に対して毅然とした態度で対応する。 ・ 施設利用者の利便性を高めるため、トイレや管理棟。防犯灯の設置を継続する。 ・ 公益財団法人であることから公益事業の一部として営利を求めず、収支差額がほぼそのまま県への納付額となるよう設定している。
県への納入金	<p>R7 5,500千円 R8 4,500千円 R9 4,000千円 R10 3,000千円 R11 3,000千円 (募集要項の下限額と同額)</p>

(2) 選定経過

申請者	<p>団体名称：公益財団法人浜名湖総合環境財団 所在地：浜松市中央区中央一丁目12番1号</p>
資格審査	<p>申請受付終了後、事務局（県港湾企画課）において、資格確認及び県への納付金額の確認を行った結果、募集要項に定める資格要件を満たし、県への納付金額の下限額を満たしていた。</p>
価格（下限）審査	

提案審査	選定経過	採点結果は次のとおり。			
		審査項目		配点	採点結果
		管理・運営	管理運営にあたっての基本方針	15	14
			職員の配置計画	15	12
			地元（自治会、漁協）との調整・連携	15	12
			水域関係者（市・民間マリーナ等）との調整・連携	15	13
			施設の保守・点検、清掃及び修繕等	15	11
			経費削減の方策	10	7
		管理リスク	非常・緊急時等の危機管理体制	15	11
			安全対策、事故発生時の対応	15	11
			個人情報保護対策	10	8
		利用者	利用者サービスの向上、利用促進等	10	7
			苦情処理の体制	10	7
			提案自主事業	10	6
	経営	団体の経営状況	15	11	
収支計画等及び県への納付額の提案		15	11		
事業実績及び類似施設の運営実績等		15	14		
配点計		200	155		
審査結果	申請者「公益財団法人浜名湖総合環境財団」を県との優先交渉権者として選定した。				
選定理由	これまでの管理実績において不法係留・放置艇対策という施設の設置目的を着実に実施していること、新規艇の受入れにより隻数の大幅な減少がないように努力していること、アンケート調査の実施等により利用者からのクレーム対応への取組が評価された。				
交渉結果	優先交渉権者の同意が得られたため、公益財団法人浜名湖総合環境財団を指定管理者候補者として選定した。				